

Information Salon

インフォメーションサロン

日々の暮らしに役立つ
情報を見つけませんか

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご覧ください。



イベント・講座

モンベルアウトドア
チャレンジ！

●キャンプ講習会、タープの張り方、火の熾し方

▼日時 4月1日(木)

10時～13時

▼参加費 3,200円

●はじめてのアウトドアクッキング (Boilieとダッチオーブン編)

▼日時 4月8日(木)

10時30分～13時30分

▼参加費 4,800円

●山歩き講習会 (楽になる山歩き編)

▼日時 4月10日(土)

10時～12時

▼参加費 2,800円

●石鎚連峰を眺める寒風山トレッキング

▼日時 4月17日(土)

9時～15時

▼参加費 6,000円

●アルフェック・フォルディング・キャック体験会

▼日時 4月25日(日) 10時30分～13時・14時～16時30分

▼参加費 6,800円

※全イベント要事前予約

●場所・申込先

園 アウトドアオアシス石鎚

Tel 0898-176-3116

詳細は



石鎚ふれあいの里
体験教室

●草木染教室「春の植物で染める」

▼日時 4月19日(月)、20日(火)

22日(木)、23日(金)

9時30分～12時

▼内容 春の植物を使って布を染める。

▼定員 各日6人(要予約)

▼参加費 1,200円(別途布代必要)

●よもぎ団子を作ろう

▼日時 5月1日(土)～5日(水)

10時～13時30分

▼内容 よもぎを採集し、お団子を作る。

▼定員 各日8人(要予約)

▼参加費 1,000円(持ち帰り用パックをお持ちください)

●場所 石鎚ふれあいの里

園 西条自然学校

Tel 080-5667-5314

第1回自然観察会

▼日時 5月8日(土)

13時～15時

※雨天時は5月23日(日)

4月のスポーツカレンダー

行事名	日時	場所
西条市議会議長杯・第76回国体成年男子支部選考会(軟式野球)	11日 9:00 18日 9:00	ひうち球場ほか

行事の日程・場所などは、変更になる場合があります。

地元産品を使った教室・催し

食の創造館



Tel 0898-65-7150 休館日: 日・月曜日

▶野菜たっぷりヘルシー料理教室

日時 4月17日(土) 10時～13時

内容 塩こうじを作ってみよう。鶏むね肉の塩こうじ焼、ゆで卵の塩こうじまぶし、菜の花のお浸し、春野菜のサンラータンスープ、グリーンピースのおこわを作る。

講師 野菜ソムリエ 藤田富美江氏

定員 12人(先着順) 参加費 1,500円

申込期限 4月10日(土)

▶みっちゃんの魚料理教室

日時 4月27日(火) 10時～13時

内容 旬の魚介類を使った家庭的な料理を作る。

講師 榎 満津子氏

定員 12人(先着順) 参加費 2,000円

申込期限 4月13日(火)

▼内容 放置密生竹の間伐整

▼集合場所 丹原総合公園駐車場

▼日時 4月18日(日) 9時～14時(8時45分集合)

放置竹林を伐採整備して豊かな自然を再生!

E-mail kankyo@saijo-city.jp

Tel 0897-152-11382

▼申込期限 4月27日(火)

▼園 市庁舎新館2階 環境課

※小学生以下は保護者同伴

▼定員 30人(先着順)

▼講師 山本貴仁氏(NPO)

法人 西条自然学校)

▼内容 干潟の生き物の観察

▼場所 加茂川河口干潟(榎龍神社前)

備、伐採竹の粉碎など。
※作業できる服装・滑りにくい靴で参加。工具・弁当は会が用意します
園 竹林をよくする会(大西)
Tel 090-2657-8916

市民救命士養成講習会

▼日時 4月18日(日)

9時～12時

▼場所 東消防署

▼内容 AEDの取り扱いと心肺蘇生法の講習

園 東消防署

Tel 0897-155-0119

園 西消防署

Tel 0898-168-0119

詳細は



●**認知症情報交換会**

日時 4月14日(水)
13時～15時

場所 総合福祉センター
3階会議室1

内容 認知症の本人や介護者の交流、話し合い、相談。

問合せ (公社) 認知症の人と家族の会(大澤)

Tel.080-3740-0697

詳細は

●**手話奉仕員養成講座(入門、基礎課程)**

対象 これから手話を学ぶ方

日時 (全40回)
5月6日～翌年3月3日の毎週木曜日(7月22日、9月23日、10月14日、12月30日を除く) 19時～21時

場所 総合福祉センター

内容 聴覚障がい者とコミユニケーションを取るために手話を学習

テキスト代・実費 3300円

申込 社会福祉協議会ボランティアセンター



●**石鎚西条 SEA TO SUMMIT 2021**

内容 カヤック、バイク(自転車)、ハイク(登山)の3種目で、燧灘から星ヶ森を目指す環境スポーツイベント。

●**環境イベント(高須海岸清掃)**

日時 5月22日(土)
15時30分～16時30分(予定)

場所 高須海岸(高田)

●**スポーツイベント**

日時 5月23日(日) 7時～

コース 休暇村瀬戸内東予キャンプ場～横峰寺星ヶ森(カヤック約5km・バイク約13km・ハイク約10km)

申込方法 大会公式ホームページから申し込み。

申込期間 4月1日(木)～23日(金)

問合せ 市庁舎新館2階観光振興課
Tel.0897-5211446

詳細は

市内をめぐる、自然について考えませんか

●**創作教室**

受講希望の方は、各施設へ直接お申し込みください。受講料は無料ですが、材料費は個人負担です。

※新型コロナウイルス感染症対策により、予定は変更する場合があります

●**障がい者パソコン講座**

対象 在宅障がい者

開催日 (全10回)
5月～8月の金曜日(5月21日、28日、6月4日、11日、25日、7月2日、16日、30日、8月6日、20日)

※都合により、開催日や内容が変更になる場合があります

時間 13時30分～15時30分

場所 小松公民館 パソコン室

内容 ワードやエクセルの基本操作、名刺・暑中見舞いなど

講師 障がい当事者グループ オンリーワン

※テキスト代などとして実費(1000円程度)を徴収する場合があります

定員 約10人(抽選制)

申込期限 5月14日(金)

●**聴覚・視覚障がい者料理教室**

対象 聴覚・視覚障害者手帳をお持ちの方

●**聴覚障がい者料理教室**

日時 4・6・8・10月の第4月曜日、12・2月の第3月曜日(予定)
9時30分～13時

場所 総合福祉センター

●**視覚障がい者料理教室**

場所・開催日

○総合福祉センター
4・8・10月の第4火曜日、6月の第5火曜日、12・2月の第3火曜日(予定)

○東予福祉センター
5・7・1・3月の第4火曜日、9月の第2火曜日、11月の第5火曜日(予定)

時間 9時30分～13時

内容 同じ障がいのある方と一緒に調理方法や栄養管理を学ぶ。

定員 各20人程度(先着順)



コミュニケーションツールの一つである手話を学ぼう

Tel.0898-64-2600
FAX.0898-64-3920

●**創作の家**

申込期間 4月1日(木)～10日(土)(先着順)

※全施設、月曜日休館

受講希望の方は、各施設へ直接お申し込みください。受講料は無料ですが、材料費は個人負担です。

※新型コロナウイルス感染症対策により、予定は変更する場合があります

創作の家 大町395-1 Tel.0897-56-7493

教室名・内容	定員	日時
陶芸 花瓶・食器・飾り物など	20人	第2木曜日 13:30～16:00
鉢物 鉢植えの手入れ	20人	第1・3火曜日 13:30～16:00
木彫 初心者コース 一般彫刻・アクセサリなど	20人	第1・3水曜日 13:00～16:00
木工 初心者コース 小型家具など	15人	第1・3木曜日 13:00～16:00
紙粘土 紙粘土人形・花作りなど	15人	第2・4金曜日 9:30～12:00
パソコン 初心者コース	15人	第1・3土曜日 9:00～11:30
書道 初心者コース	15人	第2・4水曜日 9:30～11:30
トールペイント アクリル絵の具	10人	第1・3金曜日 13:00～16:00



▲ネイチャープリント教室作品
陶芸教室作品▶

東予南地域交流センター 石田402-1 Tel.0898-65-6680

教室名・内容	定員	日時
陶芸(初級) コップ、花瓶、食器	12人	第2・4水曜日 9:30～11:30
陶芸(中級) 初級修了者対象	12人	第2・4木曜日 9:30～11:30
茶道(初級) 礼儀、お茶の作法	5人	第2・4水曜日 10:00～12:00
茶道(中級) 初級修了者対象	5人	第1・3水曜日 10:00～12:00
スタンピングコラージュ レジンやスタンプで小物作り	12人	第2金曜日 10:00～12:00
ネイチャープリント 小物、アクセサリ、壁飾りなど	12人	第3木曜日 9:30～11:30
リフレッシュ体操 簡単体操で心身リラックス	12人	第1・3金曜日 13:30～15:00

東予北地域交流センター 三芳997 Tel.0898-66-4185

教室名・内容	定員	日時
革細工 小物、バック、財布、ストラップ	10人	第1・3・5水曜日 13:30～16:00
トールペイント A班 アクリル絵の具ペイント	10人	第2・4・5水曜日 13:00～14:30
トールペイント B班 アクリル絵の具ペイント	10人	第2・4・5水曜日 14:30～16:00
パッチワーク(初級) 小物入れ、飾り物、手提げバック、ポーチなど	15人	第1・3・5土曜日 4月～9月 13:30～14:45 10月～2月 14:45～16:00
ボール体操 ボールを使った体操(年10回)と、音楽に合わせたリズム体操(年4回)	15人	第2木曜日(年10回) 13:30～15:30 第4木曜日(年4回) 13:30～15:00
コンディショニング 身体の調子を整える体操	15人	第1水曜日(年7回) 13:30～15:00 第3水曜日(年10回) 13:30～15:00

●**聴覚・視覚障がい者料理教室**

対象 聴覚・視覚障害者手帳をお持ちの方

●**聴覚障がい者料理教室**

日時 4・6・8・10月の第4月曜日、12・2月の第3月曜日(予定)
9時30分～13時

場所 総合福祉センター

●**視覚障がい者料理教室**

場所・開催日

○総合福祉センター
4・8・10月の第4火曜日、6月の第5火曜日、12・2月の第3火曜日(予定)

○東予福祉センター
5・7・1・3月の第4火曜日、9月の第2火曜日、11月の第5火曜日(予定)

時間 9時30分～13時

内容 同じ障がいのある方と一緒に調理方法や栄養管理を学ぶ。

定員 各20人程度(先着順)

●**健康・福祉**

タクシー・公衆浴場の利用(助成)券を交付

●**タクシー利用助成券**

対象 ①在宅高齢者 満75歳以上で、市民税非課税世帯の方
②在宅重度心身障がい者(児) 市民税非課税世帯に属し、身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障がい1・2級、聴覚言語障がい1級、内部障がい1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをもちの方

交付枚数 ①1人年間12枚(同一世帯の2人目からは年間6枚)
②1人年間24枚

●**公衆浴場無料開放利用券**

対象 ①在宅高齢者(満65歳以上)
②在宅心身障がい者(児)(各種障害者手帳所持者)

●**健康・福祉**

タクシー・公衆浴場の利用(助成)券を交付

●**タクシー利用助成券**

対象 ①在宅高齢者 満75歳以上で、市民税非課税世帯の方
②在宅重度心身障がい者(児) 市民税非課税世帯に属し、身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障がい1・2級、聴覚言語障がい1級、内部障がい1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをもちの方

交付枚数 ①1人年間12枚(同一世帯の2人目からは年間6枚)
②1人年間24枚

●**公衆浴場無料開放利用券**

対象 ①在宅高齢者(満65歳以上)
②在宅心身障がい者(児)(各種障害者手帳所持者)

●**交付枚数** 1人年間36枚

利用できる公衆浴場 宝湯(壬生川)、道前溪温泉(丹原町来見)

●**無料開放日** 水曜日

●**受付** 4月1日(木)～

●**持ち物** 住所・氏名・年齢が分かるもの(健康保険証、運転免許証、障害者手帳など)、印鑑、委任状(タクシー利用助成券の代理申請の場合)

●**注意点** ①年度途中での交付は月割り計算となります。
②昨年度の利用券は4月以降使用できません。
③入院中の方や施設入所者、サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス・共同生活介護などの入居者は交付対象となりません。

●**交付場所・問合せ**

●**高齢者対象**

○市庁舎本館1階長寿介護課
Tel.0897-5211292

○各総合支所 市民福祉課

○居住地の公民館(公衆浴場無料開放利用券のみ)

●**障がい者対象**

○市庁舎本館1階社会福祉課
Tel.0897-5211214

○各総合支所 市民福祉課

●**健康・福祉**

タクシー・公衆浴場の利用(助成)券を交付

●**タクシー利用助成券**

対象 ①在宅高齢者 満75歳以上で、市民税非課税世帯の方
②在宅重度心身障がい者(児) 市民税非課税世帯に属し、身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障がい1・2級、聴覚言語障がい1級、内部障がい1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをもちの方

交付枚数 ①1人年間12枚(同一世帯の2人目からは年間6枚)
②1人年間24枚

●**公衆浴場無料開放利用券**

対象 ①在宅高齢者(満65歳以上)
②在宅心身障がい者(児)(各種障害者手帳所持者)

西条西部地域交流センター 氷見西新開59 Tel.0897-57-6061

教室名・内容	定員	日時
陶芸 花瓶・食器・飾り物など	20人	第1・3木曜日 13:30～16:00
木彫 アクセサリー、一般彫刻	20人	第2・4火曜日 13:00～16:00
染色 現代の感性に合った染色	16人	第1水曜日 9:30～15:30
歌唱(1部) 歌謡曲ほか	40人	第1・3木曜日 13:00～15:30
歌唱(2部) 歌謡曲ほか	40人	第2・4木曜日 13:00～15:30
トールペイント アクリル絵の具ペイント	20人	第4金曜日 9:30～12:00

☎=問合せ ☑=申込先



皆さんの成人をお祝いします



詳細は

西条市庁舎新館4階社会教育課
 Tel.0897-52-11254

※新型コロナウイルス感染防止のため、式典は例年と違う実施方法となります

※新型コロナウイルス感染防止のため、式典は例年と違う実施方法となります

○会場・開式時間
 東予・丹原・小松地域の方
 丹原文化会館 10時30分

○西条地域の方
 総合文化会館 13時30分

▼案内状の送付
 案内状を送付します。進学・就職などで市内に住民票がない方も当市の成人式に出席できます。既に申し込みされた方以外で希望の方は担当課へご連絡ください。

延期となっている令和3年成人式を開催します。

令和3年成人式

お知らせ

認知症まもりねっと 家族や身近に、徘徊が心配な方はいませんか？

問合せ
 市庁舎本館1階 包括支援課
 Tel.0897-52-1412



詳細は▼

申し込み(情報の登録)

対象 市内にお住まいの65歳以上かつ認知症などにより徘徊の心配がある方

申込方法 申込先にある申込書を窓口へ提出
 (申込書は市ホームページからもダウンロード可)

申込先

- 市庁舎本館1階 包括支援課 (地域包括支援センター)
 Tel.0897-52-1412
- 各総合支所 市民福祉課
- 地域包括支援センター西条北部・西条南部・東予
 (地域包括支援センターの詳細は28ページ)

地域で一緒に見守りをお願いします

西条市安全・安心情報お届けメール

「西条市安全・安心情報お届けメール」に登録いただくと、行方不明者情報がメールで届きます。届いた際は、可能な限りの検索・情報提供にご協力ください。

- 登録方法 ①m-saijo@xpressmail.jp (右二次元コード) に空メールを送信。
 ②返信メールに記載のアドレスにアクセスし、希望する情報「防犯情報」にチェック。



認知症サポーター養成講座

認知症の方の考え方や行動を知り、より良い接し方について学ぶ講座です。お気軽にお問い合わせください。



平成30年度から実施していた、スマートフォンを活用したゆるやかな高齢者見守り支援事業は令和3年3月31日で終了となります。ご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

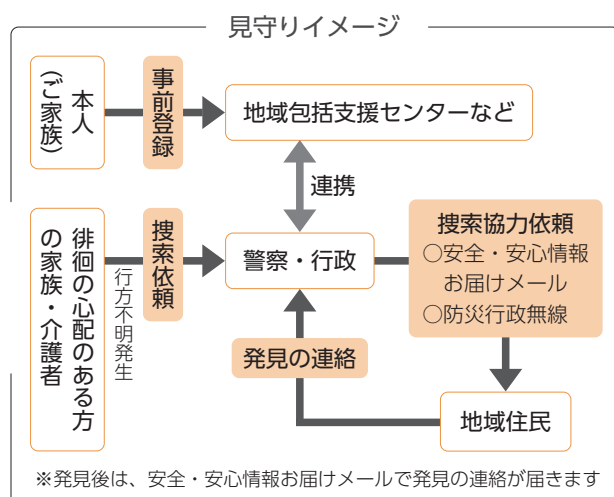
登録者には自治体名と登録番号が印字されたアイロンシールや反射ステッカーを交付します

身に付けることで目印となり、身元確認がスムーズに行えます



アイロンシール
 貼る対象：衣類など、アイロンで添付できるもの
 ※交付開始：4月1日(木)～

反射ステッカー (黄色)
 貼る対象：靴やつえなど



新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。



自動車税・軽自動車税が減免される障がい者の障がい程度

区分		本人運転	家族等の運転
視覚障がい	身体障がい者	1～4級	
聴覚障がい	身体障がい者	2・3級	
平衡機能障がい	身体障がい者	3級	
上肢不自由	身体障がい者	1・2級	
下肢不自由	身体障がい者	1～6級	1～3級
体幹機能障がい	身体障がい者	1～3、5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級	
	移動機能	1～6級	1～3級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障がい	身体障がい者	1～3級	
音声機能障がい	身体障がい者	3級(無喉頭)	—
知的障がい	療育手帳	A級	
精神障がい	保健福祉手帳	1級	

※戦傷病者も減免の対象となる場合があります

自動車税・軽自動車税を減免します

障がいのある方の社会参加を支援するため、自動車税・軽自動車税を減免します。

※期限後は受付できません。

自動車税は期限後に減免要件を満たした場合、月割で減免できる場合があります

▼対象となる車

4月1日現在で障がい者が所有する自動車、二輪車、

軽自動車(1人につきいずれか1台)

※障がい者が18歳未満か、知的・精神障がい者の場合は、その方と生計が同じである方が所有する車を含む

※障がい者用に改造した車両も減免対象となる場合があります

※使用目的

○障がい者本人が運転する車

○目的は問いません。

○障がい者と生計を一にする方が運転する車

- 申請日(軽自動車税の場合は、4月1日)現在、障がい者の通学・通院・通所・生業のために車を使用しており、今後1年以上の間も月4回以上使用が見込まれる場合。
- 障がい者のみで構成される世帯の方を常時介護している方が運転する車
- 申請日(軽自動車税の場合は、4月1日)現在、障がい者のために車を使用しており、今後1年以上の間も週3回以上の使用が見込まれる場合。
- ▼持ち物 納税通知書、各種障害者手帳、運転免許証、車検証
- ※軽自動車税の場合は、マイナンバーが分かるもの(通知カード等)も必要
- ※本人以外が運転する場合は、運転者の免許証、通院・通所証明書、生計同一証明書などが必要
- ▼申請期間
- 自動車税 4月1日(木)～5月24日(月)
- 軽自動車税 納税通知書受領後、5月24日(月)まで(軽自動車税の納税通知書は5月上旬発送予定)

▼自動車税の申請先

東予地方局 課税課
 Tel.0897-56-11300

FAX 0897-56-10716

▼軽自動車税の申請先

○市庁舎本館2階 市民税課
 Tel.0897-52-11317

○各総合支所 総務課税務係

子育て・教育

ひとり親家庭の自立を支援します

●自立支援教育訓練給付金

▼内容 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親が、就職に必要な教育訓練(雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座)を受ける費用の一部を助成。

▼支給額 講座受講後に、受講費用の60%相当額(上限20万円、下限1万2千円)

※雇用保険法による教育訓練給付金の受給者は、その差額を支給

●高等職業訓練促進給付金

▼内容 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親が、専門的な資格(看護師、介護福祉士、保育士、

作業療法士、歯科衛生士、美容師など)を取得するために、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する場合、修業期間中(上限有り)の給付金を支給。

▼支給額(月額)

○市民税非課税世帯 10万円

○市民税課税世帯 7万500円

○高等職業訓練促進給付金 受講費用の20%相当額(受講修了時給付金との支給合計額の上限は15万円)

市庁舎本館1階 子育て支援課
 Tel.0897-52-11373

※事前に相談が必要です



詳細は

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。



令和3年度 市税の納期

▼固定資産税

- 第1期 4月30日(金)
- 第2期 8月2日(月)
- 第3期 9月30日(木)
- 第4期 12月27日(月)

▼軽自動車税(種別割)

- 全期 5月31日(月)

▼市県民税(普通徴収分)

- 第1期 6月30日(水)
- 第2期 8月31日(火)
- 第3期 11月1日(月)
- 第4期 1月31日(月)

▼国民健康保険税

- 第1期 8月2日(月)
- 第2期 8月31日(火)
- 第3期 9月30日(木)
- 第4期 11月1日(月)
- 第5期 11月30日(火)
- 第6期 12月27日(月)
- 第7期 1月31日(月)
- 第8期 2月28日(月)

スポーツ分野での体育 大会出場を応援します

各種競技で全国大会等へ出場する方を応援するため、補助金交付制度を設けています。

▼対象事業
○日本スポーツ協会とその加

ごみ減量化・堆肥化・ 再資源化推進へ補助金 を交付します

●生ごみ処理機などの購入費 ▼対象

市内の一般家庭

▼補助率

- 生ごみ処理機 2分の1
(上限2万円・1世帯1基まで)
- 生ごみ処理容器 2分の1
(上限3000円・1世帯2基まで)

●資源リサイクル活動奨励補助金 ▼対象

資源物の集団回収を行う団体(事前に登録が必要)

▼補助対象団体の要件

- 地域住民20人以上で構成する営利を目的としない団体
- 資源物を市内のリサイクル業者に持ち込む
- 回収経費は全て団体が負担

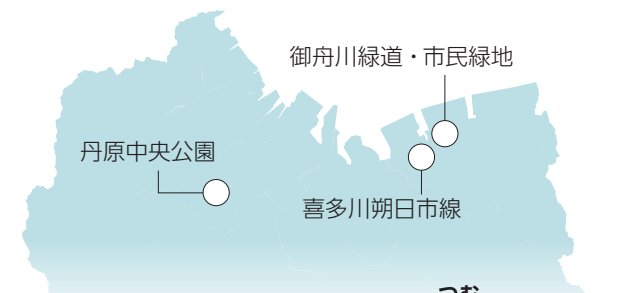
▼補助金額 1kgにつき4円

新聞、雑誌、ダンボール、スチール缶、アルミ缶
※事業活動に伴うものを除く
市庁舎新館2階 衛生課
Tel.0897-52-11289
各総合支所 市民福祉課

新しい公園・街路が利用できます！

市民の皆さんが快適に過ごせるよう、日頃から市内のまちづくりを進めています。このたび、以下の公園と街路の整備が完了しました。ぜひご利用ください。

問合せ 市庁舎新館3階 都市計画整備課
Tel.0897-52-1547



丹原中央公園



3月22日(月) 開園

丹原町願連寺53-1

幅広い年齢層に親しまれる公園となるよう、健康増進や交流・憩いの場、防災機能を備えています。

御舟川緑道・市民緑地(紡ぐ広場)



3月25日(木) 利用開始

朔日市地内 御舟川沿い

まちなか居住の推進、地域の活性化を目指し、糸プロジェクトの市民緑地事業と併せた遊歩道を整備しました。

喜多川朔日市線(喜多川通り～県道西条港線)



3月31日(水)10時～
一部通行開始

喜多川・明屋敷地内



まちなかを東西方向に結ぶ幹線道路として、交通網の整備を進めています。利便性の向上や渋滞緩和、両側歩道による歩行者の安全確保に加え、災害時の避難路など防災機能の役割も担っています。(全線の開通は令和4年3月を予定)

盟競技団体が主催する全国大会

○地区予選を経て出場権を獲得したか、主催団体の推薦により参加する全国大会

○国民体育大会、愛媛スポーツ・レクリエーション祭

▼対象 市内在住者

▼申請方法

申請書・収支予算書を記入し、大会要項・予選結果・参加者名簿などを添付して、補助事業等の実施前までに提出。

※補助金額は大会の規模や開催場所によって異なります

市庁舎新館2階

スポーツ健康課

Tel.0897-52-11255

福祉ボランティア活動 を応援します

▼補助対象団体

市内で福祉ボランティア活動を自主的かつ無報酬で行う5人以上の団体

▼対象とならない活動例

福祉ボランティア活動以外の活動、募金・署名活動、PTAに関する活動、自治会行事、式典関係活動、構成員の親睦や物品購入・施

設整備を主目的とした活動、政治・宗教に関する活動、他の補助金などを利用した活動

▼補助率 3分の2以内 (上限10万円)

▼新規登録団体募集期間

4月1日(木)～23日(金)

市庁舎本館3階

市民協働推進課

Tel.0897-52-11462

宝くじの助成で天皇 自治会集会所が完成

宝くじの社会貢献広報事業である(一財)自治総合センターの令和2年度コミュニティ助成事業を活用し、天皇自治会集会所が完成しました。今後の活発なコミュニティ活動の拠点となることが期待されます。

市庁舎本館3階

市民協働推進課

Tel.0897-52-11462



完成した天皇自治会集会所

固定資産課税台帳、 土地・家屋の価格等が 確認できます

令和3年度は、3年ごとの評価替えの年度となるため、土地・家屋の評価替えを行っています。令和2年中に新築や増築をして、新たに固定資産税の対象となった家屋、地目変更や分筆・合筆をした土地は、新たに評価を行い価格を決定しています。

▼閲覧・縦覧期間

4月1日(木)～30日(金)

※土・日曜日、祝日除く

8時30分～17時15分

▼固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者、賃借権・その他の利用収益を目的とする権利者は閲覧できます。閲覧期間以外は、閲覧手数料が必要です。

▼土地・家屋価格等の縦覧

納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と周辺の土地や家屋の価格を比較し、価格の適正性を判断できる制度です。価格比較の目的以外での縦覧は、お断りする場合があります。記載内容は次のとおり。

○土地価格等縦覧帳簿

土地の所在、地番、地目、地積、価格

○家屋価格等縦覧帳簿

家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年次、床面積、価格

▼持ち物 本人確認用の運転免許証、健康保険証など

▼閲覧・縦覧場所・問合せ

市庁舎本館2階 資産税課
Tel.0897-52-11325

各総合支所 総務課税務係

銃砲刀剣類は 登録が必要です

銃砲刀剣類を新たに発見した場合は登録手続きが必要です。最寄りの警察署で発見届出済証の交付を受け、銃砲刀剣類を持って、県庁で偶数月の第3木曜日(祝日の場合は翌日)に手続きしてください。

愛媛県教育委員会

文化財保護課

Tel.089-912-2975



正しい管理をお願いします

問=問合せ 申=申込先

世帯に長期不在者がいる場合の届け出

不在事由	届け出に必要な書類 (いずれか一つ、コピー可)	使用料が かからない期間
市外の学校に 在学 (市外居住)	○在学証明書 ○学生証	卒業見込みの 年度末まで
入院 (1カ月以上)	○医師の診断書 ○病院の請求書・領収書	
施設入所 (1カ月以上)	○入所証明書 ○施設の請求書・領収書	
就業のため 市外に居住	○勤務証明書	最長1年間 ※1年ごとの 届け出必要
その他	○不在証明書 (実際に居住している地区の 民生委員・自治会長の証明) ○公共料金請求書・領収書 ※不在者の氏名・居住先の 記載が必要	

※印鑑(スタンプ印不可)が必要です
※請求書・領収書は、請求を止め始める月が確認できるものをご用意ください

**地下水利用で人数変更
があったら届け出を**

地下水を利用している家庭の下水道使用料は、原則として、世帯の人数を基に算定しています。転居・転入・転出などで人数に変更があったときは、必ず届け出てください。

▼長期不在者の届け出

住民票を異動しないで、市外への就学や勤務、入院・施設入所などで長期間不在の世帯員がいる場合も届け出てください。届け出後の請求から、差し引いた人数

で使用料を算定します。届け出は1年ごとや年度末ごとに必要です。詳細は左表をご覧ください。

**市庁舎本館2階
下水道業務課**
Tel.0897-52-11224

東予総合支所 建設管理課



家族の引っ越しなどの際には届け出をお忘れなく！

公共下水道への接続を

建物の所有者は、公共下水道が整備され、使用できるようになると、6カ月以内に排水設備を設置し、公共下水道に接続しなければなりません。

▼排水設備の設置工事

必ず、指定工事店へ申し込みしてください。指定工事店は市ホームページをご覧ください。

**市庁舎本館2階
下水道業務課**
Tel.0897-52-11224

東予総合支所 建設管理課

合併処理浄化槽設置費・維持管理費の一部を補助します

●設置費補助

▼対象

公共下水道事業計画区域外で、個人の方が主に居住を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置し汚水処理未普及解消につながるもの

▼限度額

○新築の場合

5人槽 12万円

○転換の場合

5人槽 45万円
7人槽 61万5000円
10人槽 85万円

※「転換」とは、既存のくみ取り便槽や単独処理浄化槽(トイレ汚水のみ処理する浄化槽)を合併処理浄化槽に設置替えること

●維持管理費補助

▼対象

公共下水道供用開始区域外で、住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置し、浄化槽法に基づく保守点検・清掃(清掃は毎年実施が条件)・法定検査を適正に行っている方

※該当する合併処理浄化槽を設置している方には、(公社)愛媛県浄化槽協会が法定検査実施時に申請書を配布(申請は検査実施の翌年度内まで)

▼補助金額

合併処理浄化槽1基につき1回目の申請から10年間、1年度当たり1万円

**市庁舎本館2階
下水道業務課**

**市庁舎本館2階
下水道業務課**

水洗便所改造資金の融資をご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事に対し、市では資金の融資をあっせんしています。

▼融資の対象者

○自己資金による改造が困難
○市税、受益者負担金、分担金などの滞納がない
○公共下水道供用開始日から3年以内に行う工事
○生計が別で市内に住所のある連帯保証人がいる

▼融資限度額

○くみ取り便所 40万円
○浄化槽 30万円

▼利息 市が負担

▼償還方法

改造工事1件につき、貸付の翌月から毎月1万円ずつ償還

▼申込先(工事着手前)

○市庁舎本館2階
下水道業務課
Tel.0897-52-11224

○東予総合支所 建設管理課

**市庁舎本館2階
下水道業務課**

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。



指定ごみ袋・粗大ごみ処理券の配付

令和3年度分の指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、1年分を一括無料配付しています。

「指定ごみ袋引換券」が届いた方は、お早めに担当課へ引換券をお持ちください。7月以降の配付は段階的に枚数が減少します。

当市に住民登録していない方や事業所は、担当課でごみ処理手数料(1枚100円)を支払い、受け取ってください。

▼配付枚数(全世帯一律)

○もえるごみ指定袋(大)

110枚(袋が不足する5人以上の世帯には、世帯人数に応じて追加配付可)

○もえないごみ指定袋(大)

20枚

○粗大ごみ処理券 10枚

▼中袋への交換 ごみ袋は、担当課で同じ種類の中袋へ交換できます。

▼ごみ分別の徹底

道前クリーンセンターでの火災防止のため、正しい分け方で出して下さい。

▼ごみの減量化・資源化

西条市は、県下でも1人当たりのごみ排出量が非常に

国民年金の学生納付特例制度をご存じですか

所得の少ない学生は国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できます。

学生の場合でも、万が一、心身の病気や不慮の事故などで障がいが残った場合、条件を満たせば障害基礎年金が支給されます。しかし特例申請などをせず、保険料を未納のままにしていると、障害基礎年金を受け取れない場合があります。保険料を納められないときは、納付特例申請をしましょう。

▼対象

所得が一定額以下で、大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上、夜間・定時制課程・通信課程を含む)に在学する20歳以上の方

持ち物

印鑑、年金手帳、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、学生証(コピー可、表裏とも)または在学証明書

※代理の場合は委任状、窓口に来る方の本人確認書類も必要

▼注意点 前年度に承認を受けた方も年度ごとの申請手続きが必要です。令和2年度以前に申請・承認済みで引き続き同じ学校に令和3年度以降も在学予定の方には4月以降に日本年金機構から送られるはがき形式の申請書で手続きができます。特例の承認期間中は、年金を受け取る際の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内なら、さかのぼって保険料を納付できます(経過期間によって一定の額が加算)。

**市庁舎本館2階
市民福祉課**
Tel.0897-52-11383

東予総合支所 市民福祉課

5月号から 広報さいじょうが 全てのお家に届きます

配布業者 読売センター
(いよ西条、壬生川北)

配布の変更(新規・廃止など)・問い合わせ

地域・地区	配布の変更・問合せ先
西条地域(橘・大保木・氷見地区を除く)	読売センター いよ西条 Tel.0897-56-3230 ※2
東予・丹原・小松地域、氷見地区	読売センター 壬生川北 Tel.0898-66-0700 ※2
橘・大保木地区	シティプロモーション推進課 Tel.0897-52-1204

※2 受付日時(4月1日(木)～) 月～金曜日(祝日、年末年始除く) 9時～17時
※ 山間部の方は各読売センターにお電話ください



今後の配布時期

毎月発行日(1日)の1週間前～前日ごろ

○5月号の場合は、4月24日(土)～30日(金)ごろ。
○天候や諸事情で遅れる場合があります。
○市議会だよりや公民館だよりは、これまで同様に広報紙に折り込んでお届けします。

広報紙全般についての問合せ 市庁舎本館3階
シティプロモーション推進課 Tel.0897-52-1204

広報さいじょうを
スマホで読もう！

無料アプリ「マチイロ」で、スマートフォンやタブレット端末から、いつでもどこでも広報紙を楽しめます。



令和3年度
愛媛県警察官募集

▼応募資格
令和3年4月1日現在、17歳以上34歳未満で、大学卒業者または令和4年3月31日までに卒業見込みの方

▼受付期間
4月2日(金)～19日(月)

▼試験日
○一次試験 5月8日(土)・9日(日)
○二次試験 6月上旬～中旬

※試験場所など、詳細はお問い合わせください

西条警察署
西条西警察署
Tel.0897-56-10110
Tel.0898-64-10110

くらしの相談

— 困り事があるときはご相談を —

※原則、祝日・年末年始を除く

相談種類	日時	場所	問合せ
行政相談	4月13日(火) 10時～12時	丹原福祉センター	相談内容 総務省愛媛行政監視行政相談センター Tel.089-941-7701 日時・場所 市庁舎新館1階市民生活課 Tel.0897-52-1243 各総合支所総務課
	4月13日(火) 13時～15時	市庁舎新館1階市民生活課	
	4月20日(火) 10時～12時	東予総合支所1階面接室	
人権相談	4月15日(水) 13時～17時	氷見公民館	市庁舎新館4階人権擁護課 Tel.0897-52-1360
	月～金曜日 8時30分～17時15分	松山地方方法務局西条支局	松山地方方法務局西条支局 Tel.0570-003-110
法律相談 (受付4月1日(水)～、先着11人)	4月14日(水) 13時～17時	市庁舎新館4階405会議室	市庁舎新館1階市民生活課 Tel.0897-52-1243
	4月21日(水) 13時～17時	東予総合支所1階面接室	東予総合支所総務課
	4月28日(水) 13時～17時	市庁舎新館4階405会議室	市庁舎新館1階市民生活課 Tel.0897-52-1243
	弁護士が解決の糸口となる助言を行います。相談内容を整理しておいてください(事前予約、1人15分)。		
消費生活相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	市庁舎新館1階消費生活センター	市庁舎新館1階消費生活センター Tel.0897-52-1495
司法書士法律無料相談(相続、遺言、借金相談含む)	4月7日(水) 10時～12時(受付11時15分まで)	丹原公民館	愛媛県司法書士会(池田) Tel.0898-68-3373
不動産無料相談	4月8日(木) 13時～15時	西条宅建協会(明屋敷57-11市役所前)	西条宅建協会 Tel.0897-55-0988
	4月12日(月) 13時～15時	西条商工会議所東予支所	西条商工会議所東予支所 Tel.0898-64-5000
若者就労支援出張相談会	4月13日(火)・27日(火) 13時～17時	ハローワーク西条	東予若者サポートステーション Tel.0897-32-2181
家庭児童相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	市庁舎本館1階子育て支援課	市庁舎本館1階子育て支援課 Tel.0897-52-1370(家庭児童相談) Tel.0897-52-1373(DV・婦人相談、自立相談)
DV・婦人相談			
母子父子寡婦自立相談			
心配ごと相談(社協：西条市社会福祉協議会)	月～木曜日 13時～16時	総合福祉センター	社協西条支所 Tel.0897-53-0880
	金曜日 9時～12時	東予総合福祉センター	社協本所 Tel.0898-64-2600
	第2火曜日 9時～12時	丹原福祉センター	社協丹原支所 Tel.0898-76-2433
	第2水曜日 13時～16時	小松地域福祉センター	社協小松支所 Tel.0898-72-6363
補聴器相談会	4月17日(土) 10時～15時	東予総合福祉センター2階研修室2	市庁舎本館1階社会福祉課 Tel.0897-52-1214
	4月21日(水) 10時～15時	市庁舎新館1階相談室3	
精神障がい者の家族相談会	4月15日(木) 13時30分～15時30分	総合福祉センター2階社会活動団体室	さくら家族会(さくらんぼハウス内) Tel.0897-53-1803
ヤングテレホン	月～金曜日 8時30分～17時	(電話相談)	Tel.0897-52-2828(青少年育成センター)
24時間子供SOSダイヤル	毎日24時間受付	(電話相談)	Tel.0120-0-78310

新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載内容は変更の場合があります。最新情報は市ホームページをご確認ください。



募集

皆さんの意見を募集

皆さんからの意見を募集するパブリックコメントを1件実施します。積極的な意見をお寄せください。

西条市学校給食施設整備基本計画(案)

募集期間

4月1日(木)～30日(金)

市庁舎新館4階教育総務課

Tel.0897-52-11209

FAX 0897-52-11210

閲覧場所

担当課(問合せ先) 本庁総合案内、各総合支所総務課、各公民館、各図書館、市ホームページ

提出方法

意見の内容および住所・年齢・電話番号を明記の上、郵送(はがきまたは封書)、ファクス、Eメール、窓口のいずれかで、担当課(各総合支所総務課)各公民館、各図書館も可へ提出してください。

自衛官募集

自衛官候補生

詳細は



▼応募資格 18歳～33歳未満

▼受付期間 通年

●技術海・空曹、技術海上・航空幹部

▼応募資格・試験日

○海・空曹

20歳以上 6月18日(金)

○海上・航空幹部

大卒以上 6月21日(月)

※必要な条件など、詳細はお問い合わせください

▼受付期限

5月21日(金)(必着)

▼試験場所 受付時に連絡

●自衛官等募集説明会

▼日時

4月9日(金) 18時～19時

▼場所 総合福祉センター

▼内容 自衛隊の活動と福利厚生・勤務体系、募集種目など

市庁舎新居浜出張所

Tel.0897-132-5396

令和3年度 危険物取扱者試験(第1回)

試験種類

甲種、乙種(第1～6類)、丙種

▼試験日 6月27日(日)

▼受験地 松山市など

▼願書受付期間

○書面申請

4月12日(月)～22日(木)

○電子申請

4月9日(金)～19日(月)

▼願書配布先

消防本部予防課、西消防署、東予地方局防災対策室

▼書面申請の提出先

消防試験研究センター愛媛県支部(松山市)

Tel.089-932-8808

※土・日曜日、祝日除く

9時～17時

▼電子申請に関する問合せ

消防試験研究センター

Tel.0570-107-1000

▼その他の問合せ

消防本部 予防課

Tel.0897-56-10251

国際交流協会会員・ボランティアを募集

●会員

▼対象 異文化交流に興味がある方、国際感覚を身に付けたい方、国際交流を推進したい団体の方、外国人を雇用している企業の方など

※経験・語学力は問いません

▼年会費(一口)

○個人 1000円

○高校生以下 500円

○団体・法人 1万円

▼申込方法 問い合わせ先に申込書を提出(随時受付)

●ボランティア

▼対象 外国人のお手伝いができる方

▼種別

○外国語通訳・翻訳ボランティア(18歳以上) 市内在住および来訪外国人のための通訳、翻訳

○日本語ポーター(18歳以上) 市内在住外国人への日本語指導

○ホストファミリーボランティア

○イアバンク 来西外国人のホームステイ受け入れ

▼申込方法 NPO法人西条市国際交流協会のホームページから申し込み。

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

FAX 0897-52-11386

E-mail info@saijo-icajp

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)

市庁舎新館2階国際交流協会事務局(西条市庁舎へ電話し内線2292へ)